

# 学校法人 篠ノ井学園 長野俊英高等学校

## 俊英アリーナ（体育館）・学生ラウンジ等建設趣意書

本学園は、昭和 35 年 2 月に創立し、同年4月、篠ノ井旭高等学校を設置、平成 15 年 4 月には、校名を長野俊英高等学校に改め、現在に至っております。

50 年にわたり、地域の皆様の温かいご支援を賜り、全人教育に力を注いでまいりました。

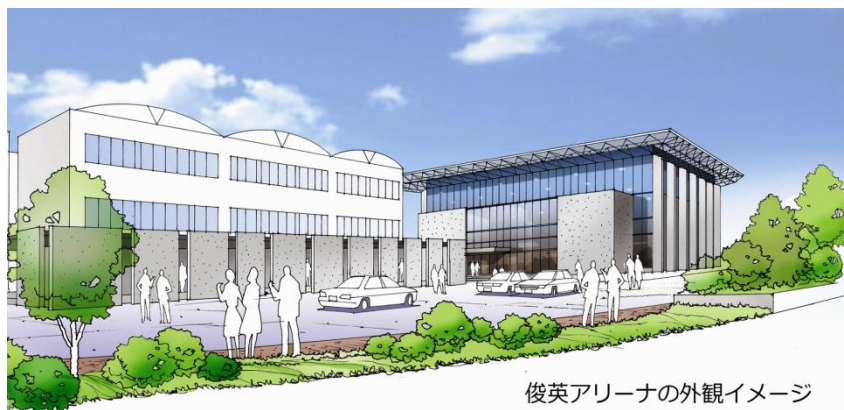
おかげさまで卒業生は 1 万人を数え、各々が社会に貢献し、高い評価を頂戴しております。

また、在校生も学業や部活動等を通じて豊かな人間性を培い、近年は特に目覚ましい活躍を見せております。これもひとえに皆様のご厚情の賜物と深く感謝申し上げます。

創立 50 周年を迎え記念事業の一環として、新体育館及び学生ラウンジ等の建設を中心に、私学の教育に求められる社会的要請に応えるべく、更なる教育環境の充実を推進してまいりたいと考えております。

私学の持つ役割と重要性をご理解いただき、私学ならではの特色ある教育を実践し、地域に立脚した高校として多くの皆様に親しまれ誇りとされますよう一層の発展を目指し努力してまいる所存です。

何卒趣旨にご賛同いただき、関係各位の格別のご芳志を賜りたく、ここに謹んでお願いを申し上げます。



俊英アリーナの外観イメージ

学校法人 篠ノ井学園	理事長	窪田 英一
長野俊英高等学校	校長	猪熊 啓司
	同窓会長	林 昭宣
	前PTA会長	丸山 政文
	PTA会長	倉野 立人

# 学校法人 篠ノ井学園 長野俊英高等学校 創立 50 周年記念事業寄付金申込書

所定欄に明確な文字でご記入のうえ、学校事務室に送付、FAX送信、又は直接ご提出ください。

(メールでのお申し込みはできません。)

(FAX 送信の場合は番号に十分ご注意ください)

FAX : 026-292-1427

払込予定：平成 年 月 日ごろ

1 □ 5,000 円から複数□お受けします。

フリガナ	
氏名又は事業所名	
住所又は所在地	〒 -
	電話番号 - - <div style="text-align: right;">(事業所ご担当者： )</div>
該当する番号等に○をつけてください。  記入項目がある場合はご記入ください。  該当項目がない場合は下記の通信欄に記入ください。	1. 篠ノ井旭・長野俊英同窓生 卒業年(昭和・平成 年(頃) 3月 (担任： 先生) (在籍時氏名： ) 2. 卒業生の保護者等→1. の欄に卒業生の在籍時氏名を記入してください。 3. 長野俊英高校の教職員 4. 篠ノ井旭・長野俊英高校の旧教職員 5. 在校生の保護者等 ( 年 組 生徒名 ) 6. 篠ノ井学園本部(職名：現・旧 ) 7. 法人・事業所 8. その他の縁故者・篤志家の方

※申込口数と金額をご記入ください。(1 □ 5,000 円から複数□お受けします)

1 □ 5,000 円 × [       ] □ = 金 (       ) 円
---

(通信欄)
-------

※ 寄付の募集は平成 24 年 7 月 31 日までです。お問い合わせは、下記事務局までお願いいたします。

事務局記入欄

受付日	発行日	発送日	不備・照会事項	担当者
/	/	/		

## 寄付金控除について

### 《個人の皆さま》

個人から頂きました寄付につきましては、所得税法第 78 条第 2 項の規定に基づき、特定公益増進法人に対する寄付金として、所得税の寄付金控除を受けることができます。

ただし、1年生の保護者から頂いた寄付金は、税法上の「学校の入学に関してなす寄付金」とみなされ、2011 年度中は所得税の寄付金控除の対象とならない場合がありますのでご了承ください。

- (1) 寄付金が2千円を超える場合は、その超えた金額がその年の総所得金額から控除されます。  
$$\text{寄付金額} - 2\text{千円} = \text{寄付金の所得控除額}$$
（年間総所得金額等の 100 分の 40 が限度）
- (2) 所得税の「寄付金控除」の手続きは、ご寄付をしていただいた日の翌年の確定申告期間中に、篠ノ井学園が発行した寄附金の受領を証明する書類と「特定公益増進法人の証明書」(写)を添えてお住まいの地域を管轄する税務署又は市町村の申告相談会で確定申告をしてください。  
(年末調整では還付の手続きはできません)
- (3) 長野市民で一定の条例指定の寄付をされた方は、個人市民税の税額控除の対象となる場合があります。長野市の税務担当窓口までお問い合わせください。  
(確定申告をした場合、所得税・長野市民税の双方が控除対象となる場合があります)
- (4) 平成 23 年度の改正所得税法施行により寄付金税制が改正され、一定の条件に該当した場合、上記の (1) に加え、所得税額から「(寄付金額 - 2千円)×40%」を税額控除する制度が選択できるようになり、税率にかかわらず所得税が軽減されます。  
(控除限度額は所得税額の 25%までとなります)

### 《法人の皆さま》

法人が特定公益増進法人に寄付した場合、一般の寄付金とは別枠で一定の損金限度額以内の金額が当該事業年度の損金に算入されます。詳しくは、税務署または税理士にお問い合わせください。

学校法人篠ノ井学園は、所得税法施行令第 217 条第1項第4号及び法人税法施行令第 77 条第1項第4号に掲げる特定公益増進法人の証明を受けています。

学校法人 篠ノ井学園  
(長野俊英高等学校)